

# 補助金等の見直しに関する方針

平成 22 年 11 月 29 日

企画総務部 総務課

## 1 趣旨

本市の財政状況は依然として厳しく、今後、社会保障関係、老朽化したインフラ施設の整備などに投じる予算が増大する中、益々増加するであろう行政需要に的確に対応した行財政運営を行うためには、重点的・効率的な事業の実施が求められています。このような状況のもと、限られた財源をより有効に活用すべく、各事務事業についての継続的な見直しを行ってきたところです。

補助金等は、市が行政目的を効率的かつ効果的に達成するうえで重要な役割を果たしてきました。しかし、近年では、その交付が長期化・固定化する傾向にあり、今一度、「行政が関与する必要があるのか。」「補助金等が有効に活用されているのか。」といった見直しが必要となっています。

また、当然ながら、補助金等は市民の税金をもって交付されていることから、情報開示により、透明性・公平性が確保されなければなりません。

見直しにあたっては、単に補助金等を削減するのではなく、交付の理念、すなわち、行政と市民の役割分担を明確にするとともに、公益上の必要性が客観的に認められ、かつ自助努力をしても、なお不足する部分を補助するという必要最小限の原則に立ち返る必要があります。

以上の考えに基づき、市民に開かれた制度とするとともに適性かつ効果的な交付を行うために、「補助金等の見直しに関する方針」を策定します。

なお、この方針に基づく見直しは平成 24 年度当初予算に反映するものとし、最大 3 年間の経過措置期間を設定するものとします。

## 2 現状と課題

平成 21 年度に補助金等の点検・検証を行い、その結果、補助金等の見直しにあたっての考え方をまとめるための課題等が明らかとなりました。課題を整理すると次の 6 点に要約されます。これらは、市全体の問題として統一したかつ早急に改善を図る必要があります。

### 1. 交付基準の明確化

補助金等には多種多様な性格のものがあり、市民から見てわかりやすく体系や交付の考え方などを整理した基準を明確化することが必要です。また、行政が本来行うべき支援のあり方を再考するとともに、支出根拠となる交付要綱が現行制度と合致するよう精査し、改正・廃止などの手続きが必要です。

### 2. 長期補助による既得権化への懸念

一旦創設した補助金等を廃止することは難しく、長期にわたり存続しがちであるため、

交付先の団体が補助金等に依存し、自立を阻害しているケースが見られます。このため、定期的な見直しが必要です。

### 3. 補助対象経費及び補助率の明確化

予算の範囲内で定額の補助を行っているものも多いため、補助対象経費が明確になっていないものが見受けられます。このため、補助対象経費を明確にする必要があります。同時に、社会通念上公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費が対象となっていないか再確認する必要があります。

また、補助対象経費が明確なものでも、補助率が設定されず、上限額のみ設定されているものも見受けられることから、補助対象経費と補助率、上限額は一体的に考える必要があります。

### 4. 終期の設定と交付機会の均等化

施策の目的を達成するための背景や経緯があることで現行の補助制度は成り立っていますが、要綱の中に対象を限定（団体名等）しているものや、長期間見直されていないものが多数あります。このことは、補助金等の交付が漫然と長期・固定化、既得権化する要因となっています。

また、市民のニーズが多様化し、新しいニーズが次々と生まれる中で、様々な活動団体が参加できるように、交付機会の均等化や交付の透明性を高めていくためにも定期的な見直しが必要です。

### 5. 交付効果の検証と採択過程の明確化

補助金等の交付によって、期待される行政目的がどこまで、どのように達成されたか等、効果についての検証が必要であり、どのような過程を経て事業採択に至ったかというプロセスについて行政としての説明責任を果たす必要があります。

### 6. 審査機会の設定

現在、補助金等の交付については行政側の判断に依拠していますが、市税を財源とする以上、透明性を高めるために第三者機関により審査する機会を設ける必要があります。

## 3 見直し方針

### 1. 見直し対象

総務省による地方財政状況調査（決算統計）上「補助費等」に分類されるもののうち、市単独で支出される補助金、交付金、助成金、委託料を「補助金等」と定義し、見直しを行います。その際、委託料については、委託金額を補助金額に置き換えて検証します。

また、報償費、負担金など、上記以外の補助費等については、財政課による予算査定にお

いて精査することとします。

## 2. 交付基準

補助金等は、市が団体、個人が行う特定の事業等に対し、行政目的に合致し、公益上必要があると認められた場合に、その事業の実施にあたり行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、反対給付を求めることなく金銭的給付を行うものをいいます。

補助制度の効果的・効率的かつ適正な運用を図るため、補助金等について、補助制度の見直しや新設を行う場合の基準を次のとおり定めます。

### (1) 事業の公益性

- ①補助金等の交付が、地方自治法第232条第1項に規定する「地方公共団体は当該地方公共団体の事務を処理するのに必要な経費を支弁する」という視点から、厳しい財政状況下で真に必要性を有するものであること
- ②補助金等の交付が、地方自治法第232条の2に規定された「公益上必要である」と客観的に認められるものであること

○行政実例（昭和28年6月29日）

公益上必要であるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要かどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。

### (2) 事業の効果性

- ①多くの市民ニーズや、事業活動の目的・視点・内容などが社会、経済情勢に合致している等、一般市民に共感を得られること
- ②市民の福祉向上及び利益の増進に効果が認められること
- ③行政と市民の役割分担の中で、真に市が補助すべき事業・活動であり、施策の推進に有効であること
- ④補助金等の額について、対費用効果が適切であること
- ⑤地域の創意と工夫、判断と責任によって、地域の特性に応じたまちづくりが推進できるよう、地域包括交付金への算入を検討すること

### (3) 事業・団体の適格性

- ①交付要綱に基づくものであること
- ②法令に抵触していないこと
- ③団体の会計処理及び使途が適切にされていること
  - ・事業が単に会員間の福利厚生に留まっていないこと
  - ・会計処理等の運営事務は団体構成員自らが行っていること
- ④団体等の決算における繰越金（剰余金）の額は、補助金等の額を超えていないこと（こ

の場合、繰越金（剰余金）の内容を考慮する。）

- ⑤団体等の事業活動の内容が団体の目的とずれていないこと
- ⑥他に同趣旨の補助金等がないこと
- ⑦既に自助・自立が認められる団体及び目的が達成された事業でないこと
- ⑧市から補助した団体が他団体に補助を行っていたり、市から補助した団体からの補助に加えて更に市から補助を行うことのないこと

#### （４）事業の公平性

- ①内容が同じ事業は、同じ補助対象、補助基準、支出科目であること  
・地域間で補助対象、補助基準、支出科目にばらつきがないこと
- ②同一分野で、特定団体（地域）のみに限定して補助されるものでないこと

#### （５）補助対象経費の明確化

- ①補助対象経費は、「活動事業費」を基本とし、運営費を対象としない。
- ②交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、慰労金、役員報酬、上位団体等への負担金など、補助事業の実施とは直接関係のない費用は、補助対象としない。
- ③調査研究事業において、直接事業に関わらない研修や視察旅費等は対象としない。
- ④設立後間もない団体については、組織力や運営基盤が脆弱な場合もあるため、自立までの一定期間について、３年間に上限に運営補助ができるものとする。ただし、運営補助が必要となる場合には、補助対象経費の範囲を明確にし、かつ、終期を設定すること。また、団体の自立を促すため、補助金額を段階的に減額すること。
- ⑤交付を受けた補助金等を支部等の下部組織に再分配している団体については、各支部の補助対象経費について上述①～④の見直しを行うこととする。

#### （６）補助金等の交付の公平性

- ①補助金等の交付期間は、最長３年とし、３年ごとに見直しを行うものとする。
- ②事業の補助率については、市民の主体的な活動への支援という趣旨を踏まえ、補助対象経費の１／２を上限とする。なお、すべての補助金等について上限まで適用されるわけではないので、厳しい財政状況を鑑み、適切な補助限度額を設定すること。  
（但し、経過措置期間中は、以下に掲げる㊸、㊹のうちいずれか少ない額を上限とする。）
  - ㊸ 補助対象経費×０．８－（前年度繰越金＋会費を除く自主財源（協賛金など））
  - ㊹ 平成 22 年度当初予算額
- ③団体の活動に対して補助を行う場合は、自主財源の確保及び効率的な運営を行なう努力が十分になされていることが前提となることから、補助金等の額は団体が自主的に集める収入（会費等）を限度とする。（経過措置期間中に各団体と調整）
- ④各補助事業経費の増大は、税収の伸びを超えない。
  - ・補助事業に要する経費は基本的に市民の税金で賄われていることから、仮に補助

事業経費が増えた場合でも、市税の伸び率を超えないこととする。

- ⑤外郭団体及び公益的団体など市の業務の一部を代行する団体については、上記①～④によらず、別途補助内容を精査することとする。

### 3. 予算措置基準

市から行う団体等への支出は、その性格の違いにより補助金、負担金、交付金、委託料又は報償費など明確に区分し予算措置されるべきものです。

しかしながら、「補助対象内容が具体的かつ詳細に定められていない」、「市と補助団体との役割分担が明確にされていない」などの理由により、曖昧な取り扱いがされているものが散見されます。

補助金は、団体等が実施すべき事務・事業に対する、市からの一方的な財政援助として、金額についても市が一方的に決定して交付するものです。本来、市が実施すべき事業を団体等が実施している場合など、提供される役務などに対する報償、感謝又は相当の対価として補助金を交付する例が見られますが、これらは補助金ではなく、報償費、委託料又は負担金など本来の予算科目により措置する必要があります。

この仕訳については、以下の「予算科目分類表」のとおり整理できます。

予算科目分類表

事業の実施主体による区分		反対給付の有無、金額の決定方法による区分	
		市への反対給付はない	市への反対給付がある（提供される役務などに対する報償、感謝、相当の対価である）
市が行なうべき事業		金額は、市が一方的に決定している	金額は、合意・契約等により決定される
市が行なうべき事業		扶助費	交付金
個人や団体が 行うべき事業	市にも一定の義務・責任がある	補助金	※委託料
	市に義務・責任はない		報償費 （妥当性は低い）
			負担金 又は 分担金  （想定し難い）

※委託料については、委託の目的を絶えず踏まえ、事前段階、実施途中、事後段階の各段階ごとに細部にわたって調査及び確認を行うことが重要です。円滑な履行を確保するため、事業着手以前の段階から実施計画書等の作成を通じて必要な指示を的確に行い、事業実施途中には、進捗状況報告書の提出を求めるなど厳正な処理に努めることとします。また、委託により執行された事務事業が適性に履行されたかどうかを契約書、仕様書、実績報告書等に基づいて検査・検収を行います。

### 4. 見直しの方向性

前述の交付基準、予算措置基準を総合的に勘案し、各補助金等について、過去の実績にかかわらず白紙であるゼロの状態から点検・審査し、以下の方向性により整理します。

また、今回の見直しにより、継続する補助金等の終期は最長で平成 26 年度としますが、補助金等の所管課はその必要性に留意し不断の検証を行うものとします。

#### (1) 継続

- ①法令等により市が補助することが義務付けられているもの

- ②国、県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務付けされているもの
- ③他市町との協議等により市の負担が決定しているもの
- ④行政を補完している団体等、市の施策上必要なもの
- ⑤多少の指摘事項はあるが、原則交付すべきもの

## (2) 整理・統合

- ①補助の必要性はあるが、同一団体への複数・類似補助（委託）があるため、新たに包括的な補助金を新設する等、整理統合する方が効果の上がるもの
- ②同じ内容の補助事業で対象、金額等にばらつきがあるため、整理・統一することにより公平性が確保されるもの
- ③地域包括交付金に算入が可能なもの

## (3) 抑制（減額・上限設定）

- ①補助の必要性はあるが、減額すべきもの
- ②上限を設定するもの

## (4) 補助対象や支出額の適正化

- ①補助対象や事業を見直し、交付基準に沿うものとする。
- ②他の市の補助水準や国、県の動向、技術革新によるコスト低下など、時代に合った補助対象額の設定を行う。

## (5) 期間限定（終期設定）

- ①自助・自立がされつつある団体で目的が達成しつつあるもの
- ②将来明らかに補助の必要性がなくなるもの

## (6) 支出科目の見直し

- ①必要な部分について、他の方法で支出（委託料・報償金等）を検討すべきもの

## (7) 廃止

- ①施策の浸透、普及等により、補助目的が達成されたもの
- ②社会情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れているもの
- ③長期にわたり継続して補助しているもののうち、事業効果が不明確又は乏しいもの、事業目的が曖昧なもの
- ④団体の会計処理、補助金等の使途が適切でないもの
- ⑤交付に関する基準に適合していないと思われる事業又は団体に対して補助するもの
- ⑥明らかに自助・自立が認められる団体に対して補助するもの

- ⑦事業目的が完了された団体に対して補助するもの
- ⑧運営費の多くを補助金等に依存しており、将来的にも自立が見込めない団体に対して補助するもの

#### (8) 例外的措置

特に市長が政策的に重要と認める補助金等に関しては、政策調整会議に諮った後、判断基準に捉われることなく方向性の決定を行うことができるものとする。

### 5. 審査及び採択の透明性

補助金等の見直し結果について公開し、市民への説明責任を果たすとともに、翌年度事業への反映を図ります。

## 4 具体的な取り組み

### 1. 見直し手順の明確化

#### 【見直し作業手順】

- (1) 担当課において、「交付基準」、「方向性」を判断するための共通の「チェックシート」様式により、各補助金等について点検を実施します。
- (2) 担当課で実施した点検結果について、部単位でその内容を審査します。
- (3) 各部において審査した結果について、総務課、財政課で審査します。
- (4) 総務課、財政課による審査結果について、各部で再検討します。
- (5) 各部での再検討の結果、調整が困難なものについて、政策調整会議でその内容を審査します。(必要に応じて担当課の聴き取りを実施)
- (6) 各補助金等の審査結果について、行財政改革推進委員会で検証します。
- (7) 行財政改革推進委員会の検証を踏まえ、各補助金等の方向性を決定します。
- (8) 決定された方向性に基づき、担当課は決定事項を施策及び予算に反映させます。

### 2. 補助事業を定期的に見直す仕組みづくり

ほとんどの補助金等交付事業は、定期的に見直しを行うための仕組みが導入されておらず、時代の変化に適切に対応できなくなっています。常に時代のニーズにあった事業であり続けられるよう、定期的な見直しを行う仕組みをつくります。

- (1) 3年に1回、当初予算編成前に、【見直し作業手順】に基づく点検を実施します。
- (2) 毎年度、当初予算編成前に、交付基準に基づく点検を実施します。



### 3. 市民から見て分かりやすい見直し

- (1) 見直しにあたっては、補助の目的や内容、範囲等を明確にし、市民から見てより分かりやすいものとなるよう努めていくとともに、他の関連事業も含めた施策全体への総合的な目配りも行い、事業の見直しに努めます。
- (2) 「事務事業評価」との連携を図ります。
- (3) 各種補助金等の内容及び事業実績等を、市民にわかりやすいように積極的に公表します。

## 5 新たに設置する補助金

市民との協働の観点から、地域において市民が公共的な内容の活動を行っている場合、その活動を評価し自主性・自立性を損なわない範囲で助成することによって、さらにその内容を充実させ、活動の範囲を広げることは重要です。

今後、補助金等の見直し方針に基づき徹底した見直しを行ったうえで、新たに補助金等を設置する場合には、全て上述の【見直し作業手順】と同様の検証を行なうものとします。